

登記事項変更の届出のご案内

宗教法人のみなさまが代表役員の変更等の登記を行った場合は、県に届け出ていただく必要があります（宗教法人法第9条）。

 こんなときは登記を行った後、届出をお願いします！

- 代表役員を変更した
- 代務者を選任（変更）した

代表役員変更（重任）登記完了届
（様式9）

- 事務所の場所を変更した
- 収益事業を開始した
- その他の登記事項を変更した

変更登記完了届
（様式9-1または*9-2）
※基本財産の総額変更の場合

変更登記に関しては、
[大津地方法務局\(TEL 077-522-4671\)](tel:077-522-4671)
までお問い合わせください。

規則変更と県への**認証申請**も
お願いします！

各届出様式に必要な事項を記入の上、登記事項証明書を添えて郵送で提出してください。

提出書類

- ①届出様式(上記のとおり)
- ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本

提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県総務課 宗教法人担当 宛て
※郵便料金をご負担をお願いします。

滋賀県総務課公益法人・宗教法人係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3145 E-mail ba0007@pref.shiga.lg.jp